

新たな森林管理システムの早期構築を求める意見書

我が国の森林面積は、国土面積の3分の2に当たる約2,500万ヘクタールであり、このうち約1,000万ヘクタールを占める人工林の約半数が主伐期となっている。しかし、これら人工林のうち、主伐による原木供給量は、年間成長量の約4割にとどまり、残りの6割強は未利用のままとなっている。

また、保有山林面積が10ヘクタール未満である林家の割合が87%であることから、多くの小規模な森林所有者によって山林が保有されている現状にある。

このような中、多くの森林所有者は経営意欲が低く、素材生産業者等の林業経営者が経営規模拡大の意欲を持っていても、事業地となる森林を十分に確保することが困難な現状にある。

よって、国においては、このミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図り、森林の管理経営の集積や集約化を推進する新たな森林管理システムを早期に構築するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 適切な森林管理を促すために、森林所有者の森林管理の責務を明確化すること。
- 2 森林所有者が森林を管理できない場合は、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する仕組みを設けること。
- 3 再委託できない森林や再委託されるまでの森林は、市町村が管理できるようにすること。
- 4 森林管理の再委託を進めるために、路網整備の推進、集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
宛て

福島県議会議長 吉田栄光